

ALLEN & GLEDHILL

シンガポールにおけるEコマース(電子商取引) プラットフォームと模倣品

国際知財司法シンポジウム2023
基調講演

講演者

Vignesh Vaerhn

Partner

Litigation & Disputes Resolution

Intellectual Property

弁護士・ヴィグネシュ・ヴァーアン

2023年10月18日

トピック

1. シンガポールにおける模倣品に対する法律
2. シンガポールにおけるEコマースプラットフォームによる模倣品の規制
3. Eコマースプラットフォーム上の模倣品対策における官民連携の役割

シンガポールにおける模倣品に対する法律

シンガポールにおける模倣品に対する法律

シンガポールの知的財産権保護法の枠組みでは、全般的に模倣品の製造及び販売は違法と定められている。

- シンガポールにおける知的財産保護の関係法令
 - 2021年著作権法 (Copyright Act 2021) : 芸術作品を含む原著作物を保護する
 - 1998年商標法 (Trade Marks Act 1998) : シンガポールで登録された商標及びシンガポールで広く認知されている商標 (登録の有無は問わない) を保護する
 - 2000年登録意匠法 (Registered Designs Act 2000) : 登録意匠を保護する
 - 1994年特許法 (Patents Act 1994) : 登録特許および発明を保護する
 - 2014年地理的表示法 (Geographical Indications Act 2014) : 地理的表示を保護する
- 模倣品は、知的財産権所有者の許可なく、複製し、模倣し、又は真正品であるかのように見せかけるものであるため、上記の知的財産権の少なくとも1つを侵害する可能性がある。

シンガポールにおける模倣品に対する法律

シンガポールの知的財産権保護法の枠組みでは、全般的に模倣品の製造及び販売は違法と定められている。

- 様々な法律によって保護されている知的財産権の侵害は、主に知的財産権侵害者に対する民事訴訟に発展するが、場合によっては刑事訴追に発展することもある。
- したがって、知的財産権者は、模倣品の販売業者に対して民事訴訟を起こすことにより、知的財産権を保護するためのシンガポールの法律を利用することができる。このような民事訴訟において、シンガポールの裁判所は、損害賠償、模倣品の引渡し、模倣品の今後の製造または販売の差し止めなどの救済措置を決定することができる。
- さらに、シンガポールの知的財産権保護法には、水際取締措置による知的財産権の保護も含まれる。シンガポールの税関職員は、独自の判断又は知的財産権所有者から提供された情報に基づいて、知的財産権侵害の疑いのある輸出入品を検査し、差し押さえることができる。

シンガポールにおける模倣品に対する法律

シンガポールの消費者保護法の中には、虚偽の説明や宣伝が行われた商品の販売に制限を課す法律も存在する。

- 1979年物品販売法 (Sale of Goods Act 1979) では、商品の販売契約における説明では、実際に販売する商品と説明が一致するものという暗黙の条件がある。
- 2003年消費者保護(公正取引)法では、消費者を騙したり、誤解させたり、虚偽の表示をすることは不正行為と定められている。このような行為は、被害を受けた消費者から民事訴訟を起こされる可能性があるだけでなく、シンガポールの競争・消費者委員会から規制措置を受ける可能性もある。

シンガポールにおけるEコマースプラットフォーム による模倣品の規制

シンガポールにおけるEコマースプラットフォームによる模倣品の規制

シンガポールで運営されるすべてのEコマースプラットフォームは、知的財産権保護関係法令の適用を受ける。

- 様々な知的財産権に関する法令において、模倣品の製造、販売や知的財産物のコピーを違法としている。

販売者が商品を販売するための場(マーケットプレイス)としてのみ機能するEコマースプラットフォームについては、法律は、Eコマースプラットフォームに対し、プラットフォーム上で販売される模倣品への対策を特に要求していない。

- マーケットプレイスとしてのみ機能するEコマースプラットフォームは、模倣品の買主と売主が取引を行うプラットフォームに過ぎないため、当該プラットフォーム自体は模倣品の売り手とみなされない可能性が高い。

シンガポールにおけるEコマースプラットフォームによる模倣品の規制

しかし、Eコマースプラットフォームの運営者が、より主体的に販売行為に関与する場合、商品の共同販売者とみなされ、共同侵害者又は共同被告人として特定される可能性があるため、関連する知的財産権及び消費者保護法に留意する必要がある。

- 注目すべきは、Eコマースプラットフォームが自社ブランドで商品を販売する傾向が高まっていることである。
- このような場合、Eコマースプラットフォームの運営者は、自社ブランドによる商品の販売から生じ得る知的財産権侵害や消費者保護請求について、権利侵害者又は被告人として単独で責任を負うことになる。

シンガポールにおけるEコマースプラットフォームによる模倣品の規制

さらに、Eコマースプラットフォームが商品の再販売者である場合（第三者から商品を購入し、その商品を再販する場合）、当該再犯行為により生じ得る知的財産権侵害や消費者保護法違反に対して責任を負う可能性がある。

ケーススタディ: カルバン・クライン社 対 HSインターナショナル社[2016]

- Aはシンガポールを拠点とするECサイトであり、顧客が海外の別のECサイトから商品を購入できるプラットフォームとして機能していた。
- 顧客がAを利用して商品を購入するたびに、Aのオーナーは海外のサイトから同じ商品を購入し、利益を乗せて顧客に販売するという仕組みであった。

シンガポールにおけるEコマースプラットフォームによる模倣品の規制

ケーススタディ: カルバン・クライン社 対 HSインターナショナル社[2016]

- 模倣品はAで販売されていた。その結果、A社はカルバン・クライン社から商標権侵害で訴えられた。Aは、自社は海外の別のECサイトから商品を注文するためのプラットフォームを顧客に提供する、顧客間プラットフォームに過ぎないと主張した。
- シンガポール高等法院は、Aに商標権侵害の責任があると判断した。
- 高等法院は、買主と売主の間に1つの売買契約しか存在しない他のEコマースプラットフォームとは異なり、Aのビジネスモデルは、海外サイトの売主とAの間及びAと最終顧客の間の2つの契約が存在することを指摘した。そのため、Aは実質的に模倣品を販売していたことになる。
- この結論は、AのオーナーがAで販売される商品の価格を自由に設定し、その結果として利益を得ていたという事実によって裏付けられた。

ECOMMERCEプラットフォーム上の模倣品対策における 官民連携の役割

ECOMMERCEプラットフォーム上の模倣品対策における官民連携の役割

シンガポールのECOMMERCEプラットフォームが取り組む自主的規制の傾向

- シンガポールの多くのECOMMERCEプラットフォームは、知的財産権者が直面する模倣品関連の問題を認識しており、一般的に以下のような自主的規制措置を実施している。
 - 販売者の確認
 - 偽造品に対する顧客への返金保証
 - 知的財産権者が各種 ECOMMERCEプラットフォーム上の商品に対する申立てを提出・監視できる知的財産権保護ポータルサイトの設置

Eコマースプラットフォーム上の模倣品対策における官民連携の役割

シンガポールのEコマースプラットフォームが取り組む自主的規制の傾向

- シンガポールには模倣品対策に取り組む民間セクターのパートナーシップが存在する。
- 多くのEコマースプラットフォーム運営者が、東南アジア電子商取引模倣品対策ワーキンググループ(Southeast Asia eCommerce Anti-Counterfeiting Working Group: SeCAワーキンググループ)に参加している。
- 同ワーキンググループは、知的財産権者がプラットフォーム上で知的財産権を侵害する行為を管理・抑止できるよう、プラットフォーム上で利用可能な各種知的財産権保護方針、プログラム、ツールに関する統合オンライン・ディレクトリを作成している。

ECOMMERCEプラットフォーム上の模倣品対策における官民連携の役割

官民連携の重要性

- 行政組織の規制による解決策の形成は、規制の遅れによって阻害されることが多い。特に、電子商取引における技術革新のスピードが上がるほど、法規制が追いつかず問題が悪化する。
- ECOMMERCEプラットフォームは、一般的に、ECOMMERCE取引から生じる問題の最前線にあり、ECOMMERCEの動向、特に模倣品関連の動向に最も精通している。
- 規制問題を対象とした効果的な官民連携は、連携体制によって官民双方の利害が一致する場合に最も効果的である。

Eコマースプラットフォーム上の模倣品対策における官民連携の役割

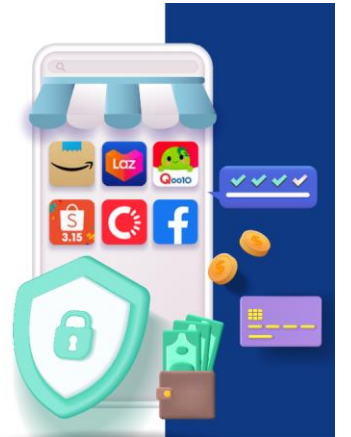
ケーススタディ: Eコマース市場の取引安全性評価(TSR)

- 2022年に、省庁間詐欺対策委員会(内務省や貿易産業省などシンガポールの関係省庁が共同で設立)は、主要なEコマースプラットフォームの運営者と協力してTSRを開始した。
- TSRは、以下のような詐欺対策の実施状況の評価である。
 - a. ユーザーの信頼性
 - b. 取引の安全性
 - c. 消費者のための損失の回復措置の有効性
 - d. 詐欺対策の有効性

E-commerce Marketplace Transaction Safety Ratings



The E-commerce Marketplace TSR show the extent to which platforms have anti-scam measures in place to combat e-commerce scams, taking into account the number of scam reports made on the platforms.









Source: [Ministry of Home Affairs Infographic](#) (last accessed 29 September 2023)

Eコマースプラットフォーム上の模倣品対策における官民連携の役割

ケーススタディ: Eコマース市場の取引安全性評価 (TSR)

- 内務省は、EコマースプラットフォームのTSR評価を示すウェブサイト进行管理し、各種Eコマースプラットフォームが実施する措置を定めている。

Let's see how the various platforms perform in relation to these five features...
Click on the logos of the platforms to find out more about each platform's features

	 B2C	 B2C	 B2C	 B2C, C2C	 C2C	 C2C
Verification of seller identity	👍	👍	👍	👍	Optional	-
Monitoring for fraudulent seller behaviour	👍	👍	👍	👍	👍	👍
Availability of secure payment solutions	👍	👍	👍	👍	Optional	-
Maintenance of transaction records and user data	👍	👍	👍	👍	👍	👍
Reporting and dispute resolution mechanism	👍	👍	👍	👍	👍	Reporting of suspicious listings is available

Source: [Ministry of Home Affairs website on TSR](#) (last accessed 29 September 2023)

ECOMMERCEプラットフォーム上の模倣品対策における官民連携の役割

ケーススタディ: Eコマース市場の取引安全性評価(TSR)

- EコマースプラットフォームがTSRを向上させるためには、以下のような対策を実施する必要がある
 - 販売者の信頼性を検証すること
 - 詐欺行為を行う販売者の行動を監視すること
 - 安全な支払い方法を提供すること
 - 取引記録とユーザーデータを管理すること
 - 報告および紛争解決の仕組みを導入すること
- 満たすべき基準は、シンガポール標準評議会(Singapore Standards Council)によって公表された一連のガイドラインに、Technical Reference 76として定められている。

Eコマースプラットフォーム上の模倣品対策における官民連携の役割

今後の展望

- TSRとそれに付随する基準は、主に詐欺対策を目的としているが、基準に定められている詐欺を防止する措置の一部は、販売者の確認、取引記録の管理、報告の仕組みなど、偽造品の販売を減らすことにも役立つ可能性がある。
- . 今後、シンガポール当局とEコマースプラットフォーム運営者は、既存の基準の範囲を拡大したり、新しい基準を導入することにより、模倣品や知的財産権を侵害する商品の販売対策に特化した基準を確率するために、協力体制をさらに強化していくことが期待されている。

Eコマースプラットフォーム上の模倣品対策における官民連携の役割

今後の展望

- Eコマースプラットフォームが遵守すべき統一的な実施規則を協同で策定する。
- 合意により策定された実施規則は、行政機関と協議の上、すべてのEコマースプラットフォームが遵守すべき基準として、関連する規制当局が適用することを目指す。
- 本実施規則の適用を促すために、適切なインセンティブを提供することもできる。例えば、実施規則を採用したEコマースプラットフォーム運営者は、Eコマースプラットフォームで販売された模倣品について知的財産権者が起こした民事訴訟から保護される「セーフハーバー」規定がある。

ECOMMERCEプラットフォーム上の模倣品対策における官民連携の役割

重要なポイント

- 官民連携の成功には、民間側からの積極的な協力と働きかけが必要である。
- 官民連携は、行政側と民間側の利害が一致し、この共通の利益を促進するための連携体制となった場合に、最も効果的なものとなる。

Vignesh Vaerhn

Tel: +65 6890 7520

vignesh.vaerhn@allenandgledhill.com

注意事項

本プレゼンテーションは、必ずしもすべての重要なトピックを扱っているわけではなく、また扱うトピックのすべての側面を網羅しているわけでもありません。本プレゼンテーションは、一般的な情報の提供を目的としており、いかなる法的またはその他のアドバイスを含むものでも、それを伝えるものでもありません。当社は、正確な情報の提供に努めますが、その正確性または完全性を保証するものではなく、また、本プレゼンテーションに依拠することによって生じるいかなる損失または損害についても責任を負うものではありません。

THE ALLEN & GLEDHILL NETWORK

Singapore

Allen & Gledhill LLP

One Marina Boulevard #28-00
Singapore 018989

Tel: +65 6890 7188
Fax: +65 6327 3800

enquiries@allenandgledhill.com
allenandgledhill.com

Vietnam

Allen & Gledhill (Vietnam) Limited Liability
Law Company

Saigon Centre, Tower 2, Level 18
Unit 2, 67 Le Loi, District 1
Ho Chi Minh City
Vietnam

Oh Hsiu-Hau
Tel: +84 28 3622 8800
+84 862 082 099

enquiries@allenandgledhill.com
allenandgledhill.com

Malaysia

Rahmat Lim & Partners

Suite 33.01, Level 33, The Gardens North Tower
Mid Valley City, Lingkaran Syed Putra
59200 Kuala Lumpur
Malaysia

Tel: +603 2299 3888
Fax: +603 2287 1278

enquiries@rahmatlim.com
rahmatlim.com

China

Allen & Gledhill LLP Shanghai Representative Office
新加坡安盛律师事务所驻上海代表处

Units 5001-03, Floor 50, Two Shanghai IFC
No. 8 Century Avenue, Pudong New District, Shanghai
Postal Code 200120
People's Republic of China*
(Under development. Ready in Q4 2023)

Yong Kai Chang
Tel: +86 138 1650 4248 (China)
+65 8139 5203 (Singapore)

yong.kc@allenandgledhill.com
allenandgledhill.com

Myanmar

Allen & Gledhill (Myanmar) Co., Ltd.

Suite 8, Level 14, Junction City Tower
Bogyoke Aung San Road, Pabedan Township
Yangon, Myanmar

Minn Naing Oo
Tel: +95 1 925 3717

enquiries@allenandgledhill.com
allenandgledhill.com

Indonesia

Allen & Gledhill LLP

Sequis Tower, Level 26
Jl. Jend. Sudirman Kav.71
SCBD Lot 11B Jakarta 12190
Indonesia*
(Under development. Ready in Q4 2023)

Oene Marseille
Tel: +62 21 50 999 879
+62 21 574 0068

oene.marseille@allenandgledhill.com
allenandgledhill.com

